

令和8年度保健福総委第11号 静岡市民生委員・児童委員研修業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

民生委員・児童委員に対し、生活困窮者を含め支援が必要な地域住民の訪問や見守り、相談専門機関との連携等の活動を推進する上で必要な知識、技術等を修得させるため、経験年数、役職等に応じた各種研修の企画運営等を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度保健福総委第11号 静岡市民生委員・児童委員研修業務

(2) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限金額 (消費税及び地方消費税10%を含む)

年額5,061,100円

(5) 支払方法

一括払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(令和6年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる職員体制、専門知識及び安定的かつ健全な財務能力を有す

ること。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年3月30日(月)正午まで	質問書【様式3】に記載の上、電子メールで提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。 メールの件名は「静岡市民生委員・児童委員研修業務質問票」とし、電子メール送付後、福祉総務課(054-221-1625)に、電話で受信確認をしてください。
質問に対する回答	令和8年4月3日(金)午後5時まで	ホームページで公開します。
企画提案書提出(プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む)	令和8年4月10日(金)正午まで(必着)	郵送又は持参してください。 提出場所: 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課(静岡市役所 静岡庁舎新館14階)
書類選考(1次選考)	令和8年4月13日(月)から令和8年4月14日(火)まで	書類選考により4者程度を審査します。応募者が5者に満たない場合は書類選考を行いません。
書類選考(1次選考)審査結果通知	令和8年4月15日(水)	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知します。
プレゼンテーション(2次選考)	令和8年4月20日(月)	
最終審査結果の通知	令和8年4月22日(水)以降	全ての応募者に通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要	令和8年4月24日(金)正午まで	

求期限		
説明要求に対する回答	令和8年4月28日(火)午後5時まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 直近の事業計画書及び直近1年間の事業報告書(各1部)
- (4) 商業登記簿謄本(1部) ※コピー可
- (5) 貸借対照表、損益計算書(直近2年度分)(各1部) ※コピー可
- (6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
 - ① 消費税納税証明書(1部) その3又はその3の3
 - ② 市民税納税証明書(直近2年度分:各1部ずつ)
- (7) 企画提案書(詳細は「6 企画提案書について」のとおり)
- (8) 見積書及び見積内訳書(各1部)

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4番を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書は紙媒体6部(正本1部及び副本5部)及び電子媒体(CD-R)1部を提出してください。
 - ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、PDF形式としてください。
 - ④ 提案書のページ数制限はありませんが、15分程度で説明できる内容としてください。
 - ⑤ 散逸しないような形で綴ってください。
- (2) 記載項目
 - ① 事業に対する基本的な考え方

現在の社会情勢や民生委員・児童委員を取り巻く課題を深く認識した上で、次の事項について提案すること。

 - ・本業務の目的を達成するための基本的な方針
 - ・仕様書別紙3「静岡市民生委員・児童委員人材育成ビジョン」をどのように読み解き、研修体系に反映させるか。
 - ② 事業実施体制

本業務を安定的かつ円滑に遂行するための体制について、次の事項を提案すること。

- ・専任担当者の配置計画
- ・個人情報保護体制

③ 事業実施内容

仕様書に定める各研修（全体、新任、中堅、会計、正副会長研修）および専門部会の支援について、次の事項を過去の類似業務の実績等を踏まえ、具体的に提案すること。

- ・民生委員を対象とした研修の企画調整力
- ・民生委員との合意形成の手法及びスケジュール
- ・オンライン研修の支援方法及び効果向上のための施策
- ・周知・広報の手法及び受講促進のための施策

④ その他、自由提案等

本業務を受託する際に、仕様書及び前号①～③までの項目以外でより効果的に事業を遂行するための独自の提案があれば、その効果と併せて自由に記載すること。

7 書類選考（1次選考）

（1）実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、4者程度を審査します。
- ② 企画提案審査基準（別紙2）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行いません。

（2）書類選考結果の通知

全ての応募者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）

（1）実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備：5分
 - イ 説明：15分
 - ウ 質疑応答：10分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、3名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ（HDMI Type-A 端子接続）、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開

とします。

(2) 評価者

本市が設置する令和8年度保健福祉総委第11号静岡市民生委員・児童委員研修業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

評価者は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙2）に基づき項目ごとに数値化して評価し、各評価者の点数の合計が最も高い応募者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にし、プレゼンテーションを行ってください。なお、合計点数の最も高い応募者との協議が整わない場合等契約に至らない場合は次点者と協議を行うものとする。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下の場合、候補者の特定をしません。

- ① 審査員の1名でも30点を下回る評価をした場合。
- ② 審査員の評価点の合計が150点を下回った場合

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行います。なお、随意契約の締結手続き時において、静岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団関係企業でないことを示す「誓約書兼同意書」を提出いただきます。

11 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。

- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

12 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館14階）

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課 地域福祉係 担当者：濱

電 話：054-221-1366

メール：fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp